

茨城県地域公共交通計画における目標の評価指標の修正について

1 概要

2023（令和5）年8月に策定された、茨城県地域公共交通計画における目標の評価指標について下記事項のとおり修正を行う。

※茨城県地域公共交通計画 P.60「8-1 目標の評価指標」参照

2 改正内容及び改正理由

(1) 評価指標①市町村における地域交通計画策定数における目標年度の修正について
(改正理由)

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正（2020（令和2）年11月27日施行）に伴い、『地域公共交通確保維持事業』の活用要件として、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付け（計画制度と補助制度の連動化）が必要となっている。

このため、県内全市町村において、遅滞なく補助制度を活用できるよう、経過措置期間終了年度の2023年度までに、県内44市町村全てで地域公共交通計画を策定することを目標数値としているところであったが、現状値において未達成のため、目標年度を2027年度に修正する。

(2) 評価指標⑥コミュニティバス等の運行情報をGTFS化している市町村数における2021（令和3）年度現状値の修正について

(改正理由)

2021（令和3）年度時点の現状値について、5市町（水戸市、かすみがうら市、行方市、大洗町、城里町）においてコミュニティ交通以外のGTFS化の取組等が含まれていたため修正するとともに、2021（令和3）年度時点に取組のあった3市（下妻市、取手市、つくばみらい市）において計上されていなかったため追加し、「13市町村」から「11市町」へ修正する。

3 その他

(1) 評価指標⑥コミュニティバス等の運行情報をGTFS化している市町村数の考え方について

本指標については、GTFSデータ活用により、利用者にとって使いやすく分かりやすい公共交通の利用環境の構築・推進を図るもので、市町村の運行するコミュニティ交通の運行情報のGTFS化のほか、市町村によるGTFSデータ活用によるサインページやホームページ、バスロケーションシステムの導入等についても計上する。